

1.4 土地区画整理事業

令和7年4月1日現在

<p>根拠法令</p>	<p>土地区画整理法（第76条）</p>	<p>担当課 担当係</p>	<p>まちづくり推進課 地域構想・市街地整備係 0742-27-7521</p>
<p>制度の概要</p>	<p>土地区画整理事業が施行されている区域内で建築行為等を行おうとする者は、知事（市域における土地区画整理事業にあつては各市長）の許可を受けなければならない。</p>		
<p>目的</p>	<p>土地区画整理事業の支障となる建築行為等を制限し、権利者の二重投資を防ぐことを目的とする。</p>		
<p>対象地域</p>	<p>土地区画整理事業の施行地区内</p>		
<p>規制内容</p>	<p>1 土地区画整理事業とは 公共施設が未整備の一定区域において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地及び保留地に充て、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。</p> <div data-bbox="829 560 1404 985" data-label="Diagram"> <p>イメージ図</p> </div> <p>2 建築行為等の制限について 詳細は下記ホームページ参照 http://www.pref.nara.jp/21713.htm</p> <p>1) 制限時期 土地区画整理法に基づく事業認可公告から、換地処分公告まで</p> <p>2) 制限行為 ア 土地の形質の変更 イ 建築物、その他の工作物の新築・増改築 ウ 5tを超える物件の設置又は堆積</p>		
<p>認可等の基準</p>	<p>1 土地区画整理事業の施行に対して、障害とならないこと 2 公益性の観点から、社会通念上許可せざるを得ないと判断されるもの</p>		
<p>手続のフロー図</p>	<div data-bbox="430 1545 1356 1814" data-label="Diagram"> <p>※ 但し、市域においては各市への申請となる。</p> </div>		